

平成二〇年一〇月八日付け情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会決定第一号

(諮問を要しない軽微な事項について) (案)

平成二十二年三月二十六日

情報通信行政・郵政行政審議会

有線放送部会決定第 号

有線テレビジョン放送法(昭和四十七年七月一日法律第百十四号)第二十六条の二ただし書の軽微な事項は、次のとおりとする。ただし、これらに該当する場合であっても、重要かつ異例な事案については、諮問を受け又は適宜報告を求めるものとする。

- 有線テレビジョン放送法第三条第一項の規定による有線テレビジョン放送施設(以下「施設」という。)の許可に関する案件のうち、次に掲げるもの
- 1 受信障害解消のための施設であつて、既設の事例と類型を同じくするもの
 - 2 受信障害解消のための施設以外の施設のうち、引込端子の数が二〇、〇〇〇未満の規模の施設であつて、既設の事例と類型を同じくするもの